

**用語解説・  
基本的な視点・  
法的根拠**

○○○○●○○○●○○  
○○●○○○○●

**6**  
ページから

**各主体の役割**

○○○○●○○○●○○  
○○●○○○○●

**22**  
ページから

**飼い主への啓発**

○○○○●○○○●○○  
○○●○○○○●

**125**  
ページから

**獣医師会・  
民間・企業**

○○○○●○○○●○○  
○○●○○○○●

**144**  
ページから

**被災動物対応  
(避難所以外)**

○○○○●○○○●○○  
○○●○○○○●

**40**  
ページから

**避難所対応**

○○○○●○○○●○○  
○○●○○○○●

**72**  
ページから

**主体間連携**

○○○○●○○○●○○  
○○●○○○○●

**156**  
ページから

**事例集・  
資料集**

○○○○●○○○●○○  
○○●○○○○●

**162**  
ページから

**発災時の重要項目**

**動物対策本部** (都道府県・政令市・中核市の動物担当)

- ◎ 現地動物対策本部等の設置の検討……………P.53
- ◎ 情報収集・体制の確立……………P.55
- ◎ ペット飼養者への支援(物資、一時預り)……………P.54、P.63、P.66
- ◎ 受援体制の整備……………P.58
- ◎ 負傷動物や放浪動物等への対応……………P.60
- ◎ ボランティアの要請と受入れ……………P.67
- ◎ 支援に係る財源の確保(支援金の募集等)……………P.49
- ◎ 応急仮設住宅での飼い主支援……………P.68

**避難所対応** (基礎自治体、防災担当、動物担当)

- ◎ ペット同行避難者受入れ(初期対応)……………P.53
- ◎ 避難状況の把握・情報収集……………P.87
- ◎ 避難所でのペット飼養者支援(2日目以降の対応)……………P.89
- ◎ 支援物資の受入れ、受援体制の整備……………P.94
- ◎ 避難所でのペット飼養者支援(長期対応)……………P.95
- ◎ 避難所での飼養スペースの作り方……………P.107
- ◎ 長期避難への対応(避難所の統廃合・閉鎖)……………P.100
- ◎ 応急仮設住宅での同伴入居……………P.119

## 総説 I

# ガイドライン策定の背景及び目的

日本周辺には、約2,000本以上もの活断層が存在すると言われており、特に大地震を起こしうる主要活断層帯は約114帯あり、政府の地震調査研究推進本部により管理されている。

また、毎年のように大型化した台風等、気象災害による被害が生じている日本において、被害を最小限に抑える為の災害対策を、個々人の責任において平時に講じておくことが原則である。

しかし、ひとたび災害が発生すると、多くの被災者が避難所等での避難生活を余儀なくされ、大規模災害においては、避難生活が長期間にわたることも少なくない。被災者の中には、犬や猫などのペットを飼養する者もいれば、ペットを飼養しない者もいるが、いずれも同じ被災者として、共に災害を乗り越えられる環境を整えておくことが必要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、大規模な地震や津波、それに伴う原子力災害が発生し甚大な被害を及ぼした。発災時に住民は、緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残されたり、飼い主とはぐれたペットが放浪したりする例が多数生じた。また、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な人や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、避難所等で一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例も見られた。このために環境省では、自治体が地域の状況に応じた、独自の災害対策マニュアルや動物救護の体制を検討する際の参考となるように、飼い主の責任によるペットとの同行避難を基本に置いた「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を平成25年6月に策定し自治体に配布した。

平成28年4月に発生した熊本地震は、このガイドラインの策定後に発生した大規模な地震災害であり、かなりの被災者によりペットとの同行避難が実施された。この地震は、同一の断層帯を震源として震度7の揺れが2回観測され、2日後に発生した2回目の地震が本震と評価され、日本の地震史上

でも極めて稀有な地震であり、被害は限られた地域に集中したものの、甚大な被害が生じた。また、震源が支援の拠点となる基礎自治体や獣医師会と近接していたため、支援側の被害も大きく、避難所でのペットの受入れや、ペットの一時預りをはじめ、広域な支援体制や受援のあり方などの面で数多くの課題が指摘された。

「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」が策定され、災害時のペット対応への国民の期待の高まりと比例して、基礎自治体や獣医師会等を批判・叱責する電話連絡等も激しさを増し、批判への対応に支援活動が妨げられたり、疲弊したりする状況も生じてしまった。

このため、熊本地震への対応状況を検証し、より適切な対策が講じられるようにするため、このガイドラインを改訂し、更に、ペットの救護を第一義の目的とするのではなく、ペットと共に避難する飼い主の安全を確保することや、ペットに起因する社会のトラブルに対策できること主旨として、タイトルも「救護」から「対策」へと変更し、平成30年3月に「人とペットの災害対策ガイドライン」を策定した。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、発災直後の多くの避難所にペットとの同行避難者が避難したが、避難所でのペット受入れに関する体制やルールが整っておらず、混乱の中で避難所に入った事例が多く確認された。このため、一部の避難所ではペットの受入れが拒まれたり、その後の苦情によってペットの飼養場所が分離されたりした事例も見られた。また、支援物資の保管や運搬手段、防災部局と動物愛護管理部局との連携、県と市町との連携、実務担当者への情報の浸透などにおいても検討すべき課題が指摘された。さらに、地震災害だけではなく、昨今は水害や火災など様々な災害が各地で頻発し、ペットに関する対応が求められる場面が増えており、より多面的な対応を検討する必要性も指摘されている。

このように、災害対応の経験を経て、自治体における支援体制は整備されつつあるが、同時に災害時のペット対策は緊急災害時の対応であり、平時の動物福祉を守る対策とは異なることを踏まえた上で、災害時対策の基準を設け、検討を行う必要が生じている。

災害時に行うペットへの対策とは、飼い主が自らの責任の下、飼い主がペットと共に災害を乗り越えることであり、自治体が行う対策の目的は、平時の動物福祉を守る対策とは異なることを踏まえた上で、飼い主による災害時の適正飼養を支援することにある。同時に、災害という非常時であっても、ペッ

改訂の背景と目的

用語解説

基本的な視点

法的根拠

各主体の役割

総説 II

# ガイドラインの対象と用語の解説

## ① 本ガイドラインの対象

本ガイドラインは、主に自治体を利用することを想定して作成したものであるが、加えて、その他の主体が人とペットの災害対策を行う際にも参考となることを意識して策定している。また地震、津波、風水害、土砂、火山災害など様々な災害がある中で、本ガイドラインでは、これまでの様々な被災経験や対応例をもとに、将来的に生じると考えられる様々な災害にも対応できるように、災害対策の上での基本的な考え方や対応姿勢を記載した。

さらに本ガイドラインは、主に家庭動物等\*のうち犬や猫などのペットとそれらを飼養する被災者を対象とし、避難生活中のペットの適正飼養を支援する観点から、人とペットの災害対策について事前の検討や発災時の対応をする際に活用されることを想定している。

なお、本ガイドラインで示す項目は、飼い主がペットと避難行動を共にすること（同行避難など）を想定しているが、その実施にあたっては、飼い主及び災害対応従事者の安全の確保を前提としている。

\*家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年5月28日環境省告示第37号 最終改正：平成25年8月30日環境省告示第82号）

### 第2 定義

この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬（は）虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。

## ② 用語の解説

本ガイドラインで用いる主な用語について、以下に本ガイドラインにおける各用語の解釈を解説する。

### ○ ペット

本ガイドラインでは、**家庭動物等のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類、爬（は）虫類などを指す**。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含まない。

### ○ 飼養

**動物を養い育てること**。「飼育」と同じ意味だが、本ガイドラインでは「飼養」に統一した。

### ○ 適正飼養

適正飼養という言葉には幅広い意味があるが、通常、人間社会の中でペットを飼う際に最も重要となるのは、ペットを飼うことが他人の迷惑にならないようにすることである。特に大勢の避難者が共に生活することを強いられる災害時には、この観点からの適正飼養が重要なものとなるが、その実現には、平常時からのペットの十分なしつけや準備が必要である。

またペットの飼養者は、ペットの健康と安全を守る責務も負う。この観点からの適正飼養とは、**それぞれのペットの習性などを踏まえた、ペットの健康や正常な行動のための適切な飼養をいう**が、災害時には、人の健康維持に必要な環境さえ期待できない状況のなかで、ペットの飼養のために必要十分な環境を整えることは難しい。したがってペットの飼養者は、他人に迷惑がかからない状況の確保を常に考えながら、ペット自体の健康と安全が確保できるように努める必要がある。

### ○ 所有者明示

ペットに迷子札、マイクロチップ、鑑札、狂犬病予防注射済票などを装着することにより、**飼い主の氏名や連絡先などが把握できるよう明確にしておくこと**。所有者明示により、ペットと飼い主がはぐれた場合でも第三者が飼

改訂の背景と目的

用語解説

基本的な視点

法的根拠

各主体の役割

総説 IV

# 災害時のペット対策に係る法制度等の整備状況

行政機関による災害時対応の根拠となるのは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）である。政府は、「防災基本計画」を定め、その基本計画に基づいて、各省庁等において所掌分野別の「防災業務計画」を策定する他、都道府県や市区町村は「地域防災計画」を策定する。地方公共団体が「地域防災計画」を策定する際には、「防災業務計画」も参考にすることとなっている。

平成26年1月の「防災基本計画」の修正において、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養等に関する事項が追加された。また、平成28年4月に発生した熊本地震を踏まえて、平成28年8月、環境省の「防災業務計画」においても、災害時のペット対策に関する記述が強化され、自治体の「地域防災計画」の作成の基準となる事項に、次の2項が追加されるとともに、「地域防災計画」の策定にあたっては、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（改訂後は、本ガイドライン）」を参照することも追記された。

- 1) 災害予防：飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、救護活動の方法及び関係機関との協力体制の確立等に関する事項（現地動物対策本部の設置に関する事項を含む）
- 2) 災害応急対策：被災した家庭動物の同行避難の把握などの情報収集、被災した家庭動物の保護収容、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物由来感染症上必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分の方法等に関する事項

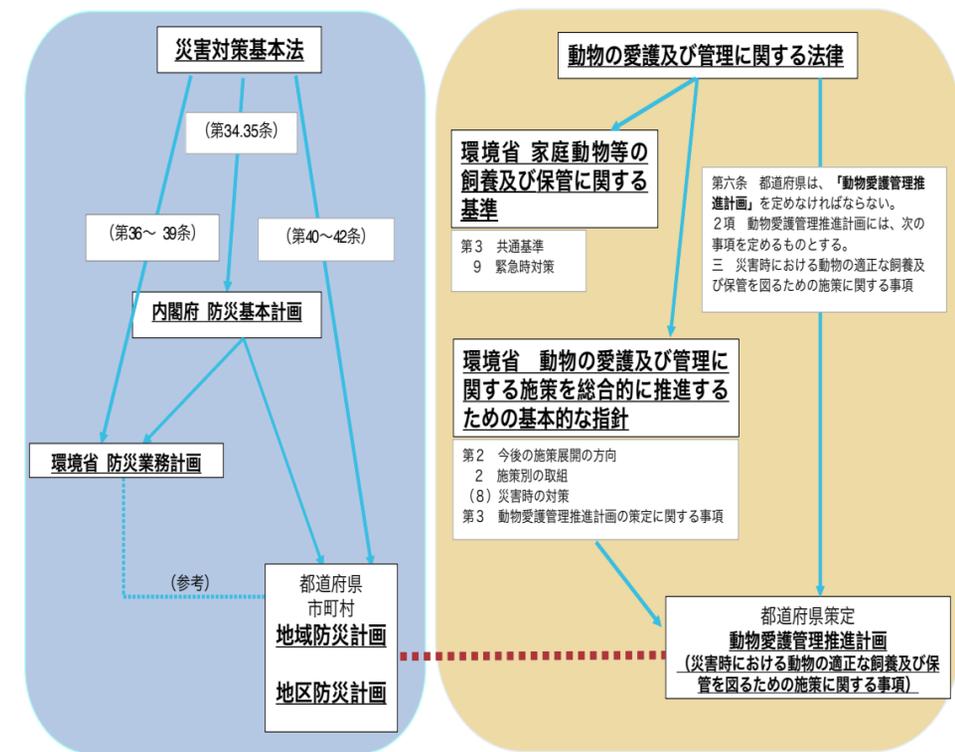
さらに、令和6年能登半島地震の震災対応を踏まえて、令和6年6月に修正された「防災基本計画」において、家庭動物に関する事で多くの項目が追記された。市町村は「必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所に

おける家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。」とされ、市町村が行う努力義務として、「指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握を行うこと」などが新たに追加された。また平常時からの指定避難所における家庭動物の受入方法等の周知徹底なども追加されている。

一方、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）では、平成24年9月の法改正により、法第6条に基づき都道府県が策定する「動物愛護管理推進計画」に定める事項として災害時対策が追加されるとともに、第38条の動物愛護推進員の役割には、「災害時に、国または都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等の協力に関する施策に必要な協力をする事」とが追加された。

また、改正法を踏まえて、平成25年8月に改訂された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」では、2 施策

現行の防災対応に係る体系図



改訂の背景と目的

用語解説

基本的な視点

法的根拠

各主体の役割

総説 V

# 平常時と災害時におけるそれぞれの役割

## 1 国の役割

### ◆ 国が行う活動内容の例

**平常時**

- ・ 家庭動物の適正な飼養や同行避難など、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- ・ 自治体への災害対策や過去の事例に関する情報の提供、災害対策の支援
- ・ 災害対策に関する関係機関等との連絡調整

**災害時**

- ・ 避難所における家庭動物のためのスペースの確保、応急仮設住宅における家庭動物の受入れ、被災した家庭動物の保護、危険動物（特定動物など）の逸走対策、動物伝染病の予防など衛生管理を含めた動物の管理などについて、被災地の都道府県等と連絡調整し、被災状況や被災ペット支援活動の状況などに関する情報を収集して提供
- ・ 必要な際の災害現地への職員の派遣と各種支援活動の実施
- ・ ペット災害支援協議会との連絡調整
- ・ 関係機関等との災害に関する連絡調整、支援の要請や調整など

国は、都道府県等の動物愛護管理担当部署や現地動物対策本部等、ペット災害支援協議会、その他関係機関・団体と連絡・調整し、被災地での人とペットの災害対策を支援する。

## 2 自治体の役割

### ① 都道府県、政令市、中核市 (以下、「都道府県等」という。)

#### ◆ 都道府県等が行う対策の例

**平常時**

- ・ ペットの適正な飼養、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- ・ ペットとの同行避難も含めた避難訓練
- ・ 災害時のペット対策に関する連携体制の整備（災害協定、現地動物対策本部の体制、人材育成）
- ・ 関係機関や団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時の被災ペット支援活動に関する連携体制の整備に係る調整
- ・ 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れ対策に関する、関係市区町村等との調整
- ・ 動物収容施設を設置するための候補地の検討
- ・ 災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成
- ・ 必要物資の備蓄と更新
- ・ 動物由来感染症対策

**災害時**

- ・ 危険動物の逸走などに係る対応（特定飼養施設の破損、特定動物の逸走状況などの確認、逸走時の対応など）
- ・ 被災者と被災ペットについての情報収集
- ・ 関係部局、国、他の自治体、地方獣医師会やペット災害支援協議会等との連絡調整やこれらへの支援要請
- ・ 指定避難所や応急仮設住宅におけるペットとの同行避難の実態調査
- ・ 被災地市区町村への、ペットとの避難や保護に係る指導と助言
- ・ 避難動物、放浪動物などに関する相談窓口の設置
- ・ 動物愛護推進員への協力の要請など
- ・ 獣医師の派遣依頼と派遣調整

改訂の背景と目的

用語解説

基本的な視点

法的根拠

各主体の役割

- ・ 現地動物対策本部等の設置の検討
- ・ 放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動
- ・ 被災住民への被災ペット支援活動に関する情報の提供
- ・ 避難に関わる情報の収集、適正な飼養の指導
- ・ 動物由来感染症の防疫と予防
- ・ 救援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整と受け取り

自治体は災害の発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を普及啓発する。また、被災ペットの保護活動が必要な場合に備え、各行政機関や関係団体と連携して円滑な活動が協働できるように、地方獣医師会や民間団体、企業等と災害時の協定を締結しておく。さらに現地動物対策本部等の設置に向けた連携の準備や、災害の発生直後に、自治体による動物保護活動の開始が困難な場合の体制も検討し、自治体間で協力して、広域で対応する体制の整備も検討しておくことが望ましい。

なお、平成25年9月に施行された改正動物愛護管理法に、動物愛護推進員の活動として、災害時におけるペットの避難や保護等に関する協力が追加されたことを踏まえ、災害時の動物愛護推進員との協力体制も構築する。

災害が発生した際に自治体は関係機関と連携して、同行避難の推進、避難所での必要な飼育支援、放浪動物の保護や負傷動物等を救護するなど様々な役割を担う。自治体によるこれらの活動は、被災した飼い主への支援という観点から重要であり、ひいては、ペットを飼養しない被災者を含む全被災者への総合的な災害対策としても重要である。

都道府県等は、各自治体が策定した災害に関する計画や、次に掲げる項目などを参考に必要な対策を検討しておく。

## ② 市区町村

### ◆ 市区町村が行う対策の例

#### 平常時

- ・ ペットの適正な飼養や災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- ・ ペットとの同行避難も含めた避難訓練

- ・ 避難所、応急仮設住宅へのペットの受入れと飼養に係る担当部局や運営担当（施設管理者など）との検討と調整、住民への周知

#### 災害時

- ・ ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援
- ・ 指定避難所や応急仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ
- ・ 指定避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養状況などに関する都道府県等への情報提供
- ・ 指定避難所や応急仮設住宅でのペットの適正な飼養に係る指導と支援
- ・ 都道府県や現地動物対策本部等が行う被災ペット支援活動の要請と連携協力
- ・ 被災住民などへの被災ペット支援活動に関する情報の提供

市区町村は、各自治体が策定した災害に関する計画や、都道府県等や現地動物対策本部等からの要請に応じ、次の事項の実施を検討する。

## 3 獣医師会の役割

### ① 日本獣医師会

#### ◆ 日本獣医師会が行う主な支援と協力の例

#### 平常時

- ・ 災害対策のあり方検討と啓発
- ・ 災害対応獣医師の養成
- ・ 飼い主への普及啓発
- ・ 災害対策訓練の実施

#### 災害時

- ・ 被災地動物対策本部 事務局への支援
- ・ 被災地動物対策本部 被災者・被災動物への支援

改訂の背景と目的

用語解説

基本的な視点

法的根拠

各主体の役割

### 日本獣医師会が行う主な支援と協力の例の詳細

平常時	災害対策のあり方検討と啓発	過去に対応した活動内容を整理分析し、日本獣医師会及び地方獣医師会が平時に備えておくべきことや、発災時の効果的な活動方法について検討するとともに、地方会に啓発していく。(日本獣医師会危機管理室)
	災害対応獣医師の養成	災害発生時に、被災動物及びその飼い主への獣医療支援を行うとともに、被災地・避難所での公衆衛生対策等の助言・指導を行い、衛生環境の悪化や動物に起因するトラブルを未然に防ぐことができる獣医師を養成、認定する。(日本獣医師会VMAT講習会)
	飼い主への普及啓発	愛玩動物の飼い主に対して、ペットの災害への備えに関する啓発を行うことで、飼い主自身の防災意識を高め、結果、地域の防災力を向上させることを視野に普及啓発活動を行う。(動物愛護週間中央行事・東京都総合防災訓練)
	災害対策訓練の実施	年に1回、全国の獣医師会の防災担当者が集い、机上訓練を行う。(日本獣医師会学会年次大会)
災害時	被災地動物対策本部事務局への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地動物対策本部の立ち上げ支援</li> <li>対策本部の活動を補助する人員・獣医師の派遣</li> <li>地方獣医師会事務局機能の代替(支援受付窓口の一本化等)</li> <li>被災飼い主向け広報物の印刷等</li> <li>支援事業で使用する様式・要領等の提供</li> <li>過去の災害対応実績等による参考情報提供</li> <li>関係機関等との連携による物資・資材確保と配送の手配</li> </ul>
	被災地動物対策本部被災者・被災動物への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集・伝達</li> <li>避難に関する飼い主への助言</li> <li>避難所等(在宅避難を含む)での飼養衛生管理等の助言</li> <li>逸走動物の保護収容やペットの一時預かりに関する支援</li> <li>被災動物の飼い主への経済支援</li> <li>動物由来感染症の予防等に係る動物の管理対策への協力</li> <li>被災地での衛生対策への助言</li> </ul>

## ② 地方獣医師会

### ◆ 地方獣医師会が行う活動内容の例

#### 平常時

- ・災害に備えたペットの健康管理などに関する飼い主への啓発
- ・動物由来感染症対策
- ・ペットの同行避難も含めた避難訓練への協力
- ・協力が可能な動物病院や獣医師のデータベースの作成
- ・自治体や近隣地方獣医師会との災害時の協定に係る調整

#### 災害時

- ・都道府県等が実施する動物救護活動への協力
- ・動物由来感染症の防疫と予防
- ・現地動物対策本部等を設置した際に、本部構成団体として自治体と連携して動物救護活動を実施
- ・避難所などへの獣医師の派遣と避難動物の健康管理、公衆衛生対策に係る支援
- ・飼養困難なペットの一時預かりや譲渡の支援
- ・負傷動物などの治療や保管
- ・近隣地方獣医師会への支援要請(人材派遣、一時預かり、譲渡など)

地方獣医師会は、自治体や関係団体と連携し、(公社)日本獣医師会が作成した「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」(改定作業中)を参考に各地方獣医師会が作成する災害対策に関する計画やマニュアルなどに沿って協力や支援をする。

大きな災害に見舞われたときには、自治体が人の救護などに忙殺され、ペットへの対応などができない場合があるため、地方獣医師会が現地動物対策本部等の構成団体の場合には、積極的に救護本部の設置に努めることが望ましく、本部の設置後は構成団体として救護活動等を行う。また地方獣医師会は、避難所などにおけるペットの治療、健康管理に関する飼い主からの相談の受付など、被災地での獣医療に関わる支援を担う。

なお獣医師自らが被災して十分な支援が行えない場合も想定し、平常時から、近隣の地方獣医師会と災害時の連携などについて、検討しておくことが

改訂の背景と目的

用語解説

基本的な視点

法的根拠

各主体の役割

望まれる。

## 4 民間団体・民間企業等の役割

### 1 民間団体

#### ◆ 民間団体が行う支援や協力の例

##### 平常時

- ・災害に備えたペットの適正な飼養などについての、飼い主への普及啓発への協力
- ・ペットの同行避難も含めた避難訓練への協力
- ・ペット災害支援協議会などの他の民間団体との協力関係の構築

##### 災害時

- ・救援物資の配布協力
- ・ペットの一時保管先や避難所、応急仮設住宅でのペットの飼養管理の支援
- ・所有権が放棄されたペットの新しい飼い主探しへの協力
- ・ボランティアの管理などへの協力
- ・その他、自治体等が必要とする支援への協力

民間団体とは、動物愛護団体をはじめとした動物に関連した民間の団体のことである。これらの民間団体は、平常時から所在地の自治体等と協力関係を築き、災害時に自治体等が必要とする支援や協力をすることが望ましい。そのために、発災時に自治体等と協働して行う活動のルールなどをあらかじめ定めておくことが有効である。

現地動物対策本部等の構成団体になっている場合などは、自治体や地方獣医師会等の要請のもとで、次に掲げる支援や協力を検討する。

### コラム 愛玩動物看護師に期待される役割

令和元年6月に施行された愛玩動物看護師法により、国家資格となった「愛玩動物看護師」。この資格を持つ者は、農林水産大臣及び環境大臣の免許の交付を受けて、愛玩動物の診療の補助、愛玩動物の世話や看護、愛玩動物の愛護や適正な飼養に関する助言その他支援の業務を担います。愛玩動物看護師のカリキュラムには災害時の危機管理の在り方等が含まれており、避難所や仮設住宅、一時預かり施設等でのペットの飼育環境等に対して、助言や支援を担う役割が期待されています。

※愛玩動物：犬、猫 その他政令で定める動物<オウム科、カエデチョウ科、アトリ科>

### 2 民間企業

#### ◆ 民間企業が行う主な支援と協力の例

##### 平常時

- ・ペット用品などの災害支援準備（備蓄など）
- ・地元自治体や地方獣医師会等との連携と協力
- ・災害の発生に備えた動物取扱業者同士の連携や協力体制づくり

##### 災害時

- ・ペット用品などの提供
- ・専門的な人材の派遣や機材、車両などの提供による技術や動物輸送の支援
- ・被災した動物取扱業者等が管理する動物の移動や保管などへの協力と互助

民間企業とは、主に動物取扱業者やペット用品販売業者、ペット用医薬品販売業者やその他、ペット産業に関連した業界団体等である。民間企業は、自治体等が平常時から検討するペット用品などの備蓄や人材派遣に協力することが望ましい。

また、自治体や地方獣医師会、現地動物対策本部等が必要とする獣医師や動物看護師、ドッグトレーナー、トリマーなど、動物の専門的知識や技術を

改訂の背景と目的

用語解説

基本的な視点

法的根拠

各主体の役割

## 2 災害発生時の初期対応

発災当日～翌日

### 1 災害発生時の初期に、動物愛護部局が主に行う被災動物対応

実施項目

◎ 現地動物救護本部の設置の検討

- ・ 現地動物対策本部等の設置の要否の判断
- ・ 構成要員の確保

◎ 飼い主（ペット飼養者）への支援

- ・ 安全な避難場所への誘導
- ・ 負傷動物への獣医療の提供
- ・ 動物の一時預かり
- ・ 物資支援

◎ 情報収集・体制の確立

- ・ 被害状況の把握
- ・ 災害時協定の締結先や関係団体等との連絡体制の確保
- ・ 初動要員の確保
- ・ ペットと特定動物に関する情報の収集

#### (1) 現地動物救護本部の設置の検討

災害が発生した際には、災害の規模や被災状況などを勘案して、自治体や地方獣医師会等が現地動物対策本部等の設置の要否を判断する。平常時の申し合わせにより現地動物対策本部等を設置した場合、自治体または現地動物対策本部等の長は、速やかに構成団体に通知し、初動要員の確保などを要請する。各構成団体は、各団体と連携し、あらかじめ定めておいた各団体の役割に沿って動物救護活動に当たる。被災状況により構成団体による要員の確保が困難な場合には、災害時相互応援協定の締結先等に要請し、要員を確保する。

### (2) 飼い主（ペット飼養者）への支援

飼い主とペットの安全を確保するため、自宅が危険だと判断して避難所に避難してきた飼い主に対し、避難所にすみやかな受入れができるように市区町村の担当者を介して誘導する。負傷動物に対しては、現地動物対策本部等の支援活動として、獣医療を提供する。また、一般的な飼養用品は、支援物資として提供する。ただし医薬品や特別食などの、入手が難しいものについては飼い主が平常時に準備しておく必要がある。

避難所での飼養が困難な場合、また飼い主の体調が崩れ入院の必要などが生じた場合には、一時預かりなどの支援を行う。

### (3) 情報収集・体制の確立

初動では、被災者の救出や救助活動が最優先となるが、以後のペットの災害対策を見据えて、状況を把握するとともに、協定の締結先や国・市区町村等の関係団体等との連絡体制を確保し、確認しておく。

## 1 避難者対応（避難の誘導・呼びかけ）

### (1) 避難の誘導・呼びかけ

避難指示が出された際に、都道府県（政令市、中核市を含む）と市区町村（基礎自治体）の担当部署は連携して、ペットの飼い主に対して、人間の安全を確保した上で、ペットを連れて避難行動をとるように呼びかける。

避難行動の原則は、飼い主の安全を確保した上での同行避難とする。ただし、堅牢な建物などである場合、在宅避難を推奨している自治体もあるので、避難の呼びかけは、その時に取りうる最善の避難方法になるように十分に注意する。

また、飼い主が外出中でペットと離れている場合や、ペットが逃げだして見つからないなど同行避難が困難な場合には、飼い主の安全を確保するため、ペットを同行することよりも、飼い主が避難することを優先するように呼びかける。

避難所対応

被災動物対応  
(避難所以外)

飼い主への啓発

民間・企業  
獣医師会

主体間連携

## (2) 避難所での受入れ

避難所開設者は、ペットを連れて同行避難者が避難所に避難してきた場合には、避難所となる施設の安全を確認したうえで受入れを行う。事前の取決めによりペットの受入れを行っていない避難所にペット同行避難者が避難してきた場合にも、災害の種類や季節等に留意したうえで、避難所施設内の屋根のある屋外等で一時的に避難が可能なよう対応を行う。

避難所受入れの際には、できるだけペット飼養者をまとめたエリアに誘導できると、その後の避難生活エリアの整理やアレルギー等への対策がしやすくなる。一方で、発災直後は混乱した中での対応が求められることや、避難所開設担当者の到着前から多くの避難者が避難所施設内に避難している場合も多いため、まずは避難者の安全確保を第一に受入れを行うことが求められる。

## ② 被害状況の把握・情報収集

初動では、被災者の救出や救助活動が最優先となるが、以後のペットの災害対策を見据えて、状況を把握するとともに、協定の締結先や国・市区町村等の関係団体等との連絡体制を確保し、確認しておく。

## ③ 飼い主(ペットの飼養者)への支援

飼い主とペットの安全を確保するため、自宅が危険だと判断して避難所に避難してきた飼い主に対し、避難所にすみやかな受入れができるように市区町村の担当者を介して誘導する。負傷動物に対しては、現地動物対策本部等の支援活動として、獣医療を提供する。また、一般的な飼養用品は、支援物資として提供する。ただし医薬品や特別食などの、入手が難しいものについては飼い主が平常時に準備しておく必要がある。

避難所での飼養が困難な場合、また飼い主の体調が崩れ入院の必要などが生じた場合には、一時預かりなどの支援を行う。

## 3 災害時のペット対策

**2日目以降の  
緊急対応**

### ① 他部局・自治体との連絡調整及び情報共有の要請

災害発生 2日目以降に、自治体等が行う避難所対応と担当機関

	他部局・自治体との 連絡調整及び 情報共有の要請	支援体制の整備
基礎自治体、 避難所運営者	災害対策本部との情報共有	支援ニーズの把握
	ペットに関する窓口の設置	支援物資保管渠底の整備
都道府県、 政令市、中核市 (防災担当)	基礎自治体からの情報収集	広域支援の要請検討
	担当窓口の設置	支援物資保管渠底の整備
	広域支援体制に基づく 応援の要請	広域支援体制に基づく応援の 要請と応援職員の受入れ
都道府県、 政令市、中核市 (動物担当)	災害対策本部からの情報収集	地方獣医師会との連携
	担当窓口の設置	連携支援物資保管渠底の整備
	広域支援体制に基づく 応援の要請	広域支援体制に基づく応援の 要請と応援職員の受入れ

#### (1) 他部局・自治体との連絡調整及び情報共有の要請

自治体は円滑な支援につなげるために、災害時のペットに関する相談窓口を設置し、被災ペットに関する情報の効率的な収集する。相談窓口は、情報収集と発信を一元化するため、自治体のペット担当部署内に置かれることが望ましく、避難所ごとに飼い主の会や担当者がニーズをまとめ、自治体に設置された相談窓口へ情報が集約されるようにすると、効果的な情報収集と支援が可能となる。

相談窓口では、各避難所でのペット同行避難者の避難状況や在宅避難者の状況、それぞれの避難先でどのような支援が求められているのかなどについて

避難所対応

被災動物対応  
(避難所以外)

飼い主への啓発

民間・企業  
獣医師会

主体間連携

## 事例23 平常時 協定・連携

## 災害時の支援内容別に複数の機関と協定を結んでいる例

## ◎ 京都市（京都市情報館サイトより抜粋）

・京都市では、京都市地域防災計画に基づき、獣医師会や動物愛護団体、ボランティア団体等と連携し、飼い主の被災や避難により放置等されるおそれのあるペットの保護収容対策や避難所での必要な支援を行うため、以下の災害協定を各法人・団体と締結している。

## ◆ 災害時の動物救護活動に関する基本協定

【相手方】：公益社団法人京都市獣医師会

## 【協定の主な内容】

- ・京都動物愛護センターに収容された動物又は飼い主と共に避難所等に避難した動物に対する応急手当
- ・飼い主からの動物に関する健康相談
- ・京都市獣医師会の会員動物病院による施設、設備、物資の供給
- ・避難訓練への参加

## ◆ 災害時における飼い主等への支援に関する協定

【相手方】：特定非営利活動法人アンビシャス

## 【協定の主な内容】

- ・避難所代表者からの同行避難を受け入れる場合の相談対応
- ・避難所代表者からの要請に応じ、飼い主等からの避難所等での飼養に関する相談対応
- ・被災動物への支援等に関する情報の収集及びSNS等を活用した情報の発信

## ◆ 災害時における動物の飼養・保管に関する物資の提供の協力に関する協定

【相手方】：近畿ケネル協同組合、日本ヒルズ・コルゲート株式会社、公益財団法人関西盲導犬協会、株式会社レティシアン

## 【協定の主な内容】

- ・保有する物資を優先的に本市に提供
- ・本市が指定した引渡し場所までの物資の運搬

## ◎ 兵庫県西宮市（西宮市市政情報サイトより抜粋）

- ・西宮市は、尼崎信用金庫と「災害時における避難所利用等に関する協定」を、株式会社ロゴスコーポレーションと「災害時における避難所等への物資供給に関する協定」を締結している。
- ・本協定は、災害発生時において、プライバシーに配慮した避難所やペット同伴避難所、その他災害時の拠点を確保し、必要な物資を供給することで、市民の避難生活の早期安定を図ることを目的としている。



名塩総合グラウンド  
出典：尼崎信用金庫@amashin\_official

## ◆ 災害時における避難所利用等に関する協定

【相手方】：尼崎信用金庫

## 【協定の主な内容】

- ・災害発生時に西宮市が設置する避難所その他災害時の拠点として尼崎信用金庫が所有する「尼崎信用金庫 名塩総合グラウンド」を提供、ペットと同行できる避難所として開設する。

出典：尼崎信用金庫 @amashin\_official

## ◆ 災害時における飼い主等への支援に関する協定

【相手方】：株式会社ロゴスコーポレーション

## 【協定の主な内容】

- ・株式会社ロゴスコーポレーションが保有するテント等の物資を供給する体制を構築。尼崎信用金庫が所有する「尼崎信用金庫 名塩総合グラウンド」内に家族単位で独立したテントを設営する。

## ◎ 北海道苫小牧市（苫小牧市ウェブサイトより抜粋）

- ・苫小牧市は、災害時のペット同行避難に関連する協定を関係機関と締結している。
- ◆ 災害時におけるペット同行避難所としての施設利用に関する協定  
【相手方】：一般社団法人苫小牧地域職業訓練センター運営協会

事例 22 発災時 避難所対応

## 災害時のトレーラーハウス活用の例 (被災動物関連)

### ◎ 一般社団法人 日本トレーラーハウス協会

・(一社)日本トレーラーハウス協会では、災害時に国や自治体等に対してトレーラーハウスの貸し出し支援を行っている。また、平時から災害時のトレーラーハウス活用の推進にも取り組んでおり、災害時の被災者支援・支援者支援でのトレーラーハウス活用の推進や各自治体、省庁におけるトレーラーハウスの災害活用の推進、各自治体単位での災害支援トレーラーハウス保有の推進活動なども行っている。

第4号様式(登録規程第5条関係)	
府政防第1111号	
「災害対応車両調整法人」登録通知書	
(法人名) 一般社団法人日本トレーラーハウス協会 (役職) 代表理事 (氏名) 大原 邦彦 殿	
申請のあった災害対応車両の配車調整等を行う法人の登録について、災害対応車両等登録規程(告示)により、次のとおり登録することを決定しましたので通知します。	
1 法人の登録ID番号	C-BTS-000001
2 法人名	一般社団法人日本トレーラーハウス協会
3 災害時に支援可能な用途	避難所 トイレ 入浴
4 登録の有効期限	令和12年7月30日
5 登録の条件	本登録を受けた者は、災害が発生し、又は発生する恐れがある区域を管轄する都道府県知事等の要請に基づき、その会員が所有する災害対応車両を当該都道府県知事等に提供するため、真摯に配車調整等を行うこと。
令和7年7月31日	
内閣総理大臣 石破 茂 (公印省略)	

出典：(一社)日本トレーラーハウス協会

#### ◆ 能登半島地震の際の支援活動

「令和6年能登半島地震」において、環境省や石川県からの要請を受け、(一財)トレーラーハウス設置検査機構との連携によりペット避難施設としてトレーラーハウスの無償貸出しを実施した。

#### 【設置したトレーラーハウス(被災動物関連)】

- ◎ 金沢市 いしかわ総合スポーツセンター
- ◎ 志賀町 町立富来活性化センター
- ◎ 珠洲市 飯田公民館

#### ◆ 災害対応車両登録制度への登録

・2025年6月に制度化された「災害対応車両登録制度」により、(一社)日本トレーラーハウス協会は2025年7月31日付で「災害対応車両調整法人」として登録された。災害発生時には(一社)日本トレーラーハウス協会が窓口となり、被災自治体等からの災害対応車両の派遣要請に基づき、加盟各社が保有するトレーラーハウスが被災地へ派遣される。

### ◎ 一般財団法人 トレーラーハウス設置検査機構

・(一財)トレーラーハウス設置検査機構は、地震、台風、水害等の大規模な自然災害の際の被災者支援にトレーラーハウスやキャンピングカーを活用してもらうため、速やかな被災者支援活動が必要と判断される場合や、被災地となった都道府県等の自治体から要請があった場合に(一財)トレーラーハウス設置検査機構の費用負担で事業者からトレーラーハウスやキャンピングカーを借上げ、発災から1カ月の間、被災地へ無償貸与を行っている。



出典：(一財)トレーラーハウス設置検査機構



いしかわ総合スポーツセンター / 石川県金沢市  
「令和6年能登半島地震1.5次避難施設」



石川県志賀町  
「町立富来活性化センター」



石川県珠洲市「飯田公民館」

事例集(平常時)

事例集(発災後)